

告 示

埼玉県告示第千二百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人働く農場
- 三 代表者の氏名
渡辺 優
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県久喜市本町四丁目十番八号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、農業を通しての活動を中心に考え、障がい者及び高齢者、その他就労に困難を抱える方に対し、各種福祉サービス並びに支援を行うとともに、福祉サービスの提供している他団体との連携体制を築き、ご本人の抱える課題に対峙することで、地域の社会福祉向上に寄与することを目的とする。